

## 一般財団法人 訪問リハビリテーション振興財団 オンライン研修会 受講者利用規約

一般財団法人 訪問リハビリテーション振興財団(以下、「財団」という。)が配信するオンラインによる研修会(以下「本研修会」)の利用について定める。

### 第1条(本研修会の利用申込み、支払い)

1. 申込者(財団指定の方法で本規約に同意し、本研修会に申込みを行った者をいう。)は、財団所定の方法に従い受講手続きを行うものとする。
2. 受講料(本研修会を利用するため申込者が支払う、本研修会に係る対価をいう。)は、前項の受講手続き後、指定する期限及び金額を指定の方法により支払うものとする。支払いに伴う手数料は申込者の負担とする。

### 第2条(本研修会利用のための視聴環境等)

1. 本研修会を受講するにあたり、必要な受講環境(パソコンやタブレット・スマートフォン等のハードウェア、ブラウザ等のソフトウェア、通信環境、カメラやマイク等の付属品等)は、受講者(申込者で、本研修会の受講料を期限までに支払った者で受講が決定された者をいう。)の負担及び責任において準備及び維持するものとする。
2. 財団は受講者が円滑に受講できるように運営に努めるが、財団側の配信等において何らかのトラブルが起きた場合、受講者へ通知し速やかに対処するものとする。尚、受講者側での通信状況や通信機器のトラブルについてはこの限りではない。
3. 受講者は前項に対し理解し、配信等において何らかのトラブルが起きた場合には誠意をもって対応するものとする。

### 第3条(ログイン用URL及びID・パスワードの管理)

1. 財団は、各受講者にログイン用URLおよびID・パスワードを本研修会開催の前日までに発行する。
2. 受講者は、ログイン用URLおよびID・パスワードを用いることによってのみ本研修会を受講できるものとする。
3. 受講者は、ログイン用URLおよびID・パスワードが第三者に漏洩しないよう管理し、ログイン用URLおよびID・パスワードが第三者に漏洩してしまった場合は、直ちにその旨を財団に連絡するものとする。
4. 財団は、ログイン用URLおよびID・パスワードを受講者が第三者へ漏洩した場合、財団は当該受講者に対し本研修会の受講を停止させることができる。
5. 財団は、ログイン用URLおよびID・パスワードを受講者が第三者へ漏洩した場合、当該受講者に対しての対応(民法等の法令によるほか)を財団で協議し通知することができる。

#### 第4条（権利・帰属・著作権）

1. 財団が本研修会で提供する研修内容に対する著作権は、財団または正当な権利を有する権利者(講師)に帰属され、受講者による次の各号の行為を禁止する。
  - (1) 本研修会で提供される研修内容の一部又は全部を財団に無断で撮影・録画・転載する行為。
  - (2) 本研修会で提供される研修内容の一部又は全部を財団に無断で改変、若しくは要約して印刷物若しくは電子媒体（SNS等含む）に掲載する行為。
  - (3) その他財団に帰属する著作権を侵害する行為。
  - (4) 本研修会で財団が発行したログイン用URLおよびID・パスワードを貸与、名義変更、譲渡、売買等する行為。
2. 受講者による前項各号のいずれかに該当する行為があった場合、財団は、受講者に対し、本研修会の受講を停止する。

#### 第5条(利用の停止等)

1. 受講者が、次の各号のいずれかの事由に該当する場合、財団は、事前に通知又は催告することなく、当該受講者による本研修会の利用を一時的に停止し、または全停止することができる。
  - (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合。
  - (2) 財団に提供了した申込みの記載事項の全部、又は一部につき虚偽があった場合。
  - (3) その他、財団が受講者による本研修会の受講が適当でないと判断した場合。
2. 財団は、前項に基づき財団が行った行為により受講者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

#### 第6条(免責事項)

1. 財団は、本研修会の利用により発生した受講者の損害や費用発生について、一切賠償の責任を負わないものとする。
2. 受講者が、本研修会を利用することにより他人に対して損害を与えた場合、自己の責任により解決するものとする。
3. 財団は、受講者の通信回線、コンピューターの障害による本研修会の中止、遅滞および中止等により生じた障害について、一切の責任を負わないものとする。

#### 第7条(本研修会内容の変更、中止)

1. 財団は、財団の都合により、本研修会の内容を変更、または中止することがある。財団が本研修会を中止する場合、財団は受講者に事前（初日開始時刻まで）に通知する。
2. 財団は、前項の措置に基づき、受講者が受講できなくなった本研修会の受講料は返金する。ただし、予定通り開催された場合については財団で検討したのち受講者に対し通知する。
3. 財団は、第1項の措置に基づき受講者が被った本研修会の受講料以外の損害について一切の責任を負わないものとする。

## 第8条(禁止事項)

1. 受講者は、本研修会の利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為を禁止する。
  - (1) 法令に違反する行為する、または犯罪行為に関連する行為。
  - (2) 財団及び本研修会の講師その他関係者（他の受講者含む）に対する詐欺又は脅迫行為。
  - (3) 公序良俗に反する行為。
  - (4) 財団及び本研修会の講師その他関係者（他の受講者含む）の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為。
  - (5) 本研修会の運営を妨害するおそれのある行為。
  - (6) 財団のネットワークまたはシステム等に不正にアクセスし、または不正なアクセスを試みる行為。
  - (7) 第三者に成りすます行為。
  - (8) 本研修会の他の受講者の情報の収集。
  - (9) 財団及び本研修会の講師その他関係者に不利益、損害、不快感を与える行為。
  - (10) 反社会的勢力等への利益供与。
  - (11) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し、または容易にする行為。
  - (12) その他、財団が不適切と判断する行為。

## 第9条(受講者により受講の解除)

1. 受講者は、受講者自身の都合等により、受講しない場合、事前に財団へ通知するものとする。本研修会を受講者自身の都合で受講しなかった場合、受講料は返金しない。

## 第10条（修了証の発行および受講に際して）

1. 受講者は、全カリキュラムを受講した場合のみ修了証が発行される。
2. 遅刻・離席・退出があった場合、また本研修会の運営スタッフがオンライン画面上で受講者を確認できなかった場合には未受講とする場合がある。
3. 受講者は着座にてテキストおよびオンライン画面を注視できる状態で受講すること。（移動しながら、運転しながらなどの受講については未受講とする場合がある。）
4. 上記のような事象が認められた場合、財団および運営スタッフにて協議のち事務局より受講者へ通知することとする。

## 第11条(規約外の定め)

1. この利用規約に定めのない事項については、民法等の法令によるほか、受講者と財団との間で誠意を持って協議し、解決するものとする。
2. 受講者間のトラブル等については受講者間で解決するものとし、財団は関与しない。

附 則

この規約は、令和2年8月1日から施行する。

初版：令和2年8月1日

改定：令和2年10月5日